

堺 感 対 第 705 号
令 和 5 年 5 月 8 日

各 位

堺市 健康福祉局 保健所長
長寿社会部長
障害福祉部長
消防局 救急部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う変更点等について

平素は、本市の保健衛生行政の各般にわたり、多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、各施設における取扱いの変更等について、下記のとおりまとめましたので通知いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の発生時にかかるご報告について・・・別紙1-1～1-3
2. 5月8日以降の公費負担について（診療報酬）・・・別紙2
3. 5類感染症への位置づけ変更に係る主な施策・・・別紙3
4. 入院調整および搬送について・・・別紙4
5. 就業制限の考え方・・・別紙5
6. 救急車の適正利用について（お願い）・・・別紙6
7. 感染拡大防止への備え等について・・・別紙7

お問合せ先

(1～5、7に関すること)

感染症対策課 TEL：072-222-9933・FAX：072-222-9876・Mail：kantai@city.sakai.lg.jp

(6に関すること)

救急課 TEL：072-238-6049・FAX：072-221-9740・Mail：shokyu@city.sakai.lg.jp

(本通知における高齢者関連施設等連絡先)

介護事業者課 TEL：072-228-7348・FAX：072-228-7481・Mail：kaiji@city.sakai.lg.jp

障害福祉サービス課 TEL：072-228-7510・FAX：072-228-8918・Mail：shosa@city.sakai.lg.jp